

第1章 基本的考え方

1 策定の趣旨

人は、みな個人として尊重されなければならない。
幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

これは、大泉町が平成6年（1994年）に制定した「人権尊重と福祉の町宣言」の冒頭の一文です。相互の理解と協力によりすべての人の人権が尊重され、人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう、真に自由にして平等な明るいまちづくりを進めることを宣言しており、町民総参加による、ともに支えあう福祉のまちづくりを大泉町の目指す方向として示しています。

また、「大泉町総合計画」でも、人権教育と啓発を重要な施策の一つに位置づけ、町民一人ひとりが互いに認め合い、尊重しあいながら安心して暮らすことができる、基本的人権が守られた平等で明るいまちづくりを推進しています。

しかし、今なお人権が侵害されるさまざまな問題が存在しています。また、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題も生じています。

人権問題は、差別や偏見など人権を侵害する考えや行動によって生じるものであり、誤った認識や無知、無関心がその根底にあります。このことを踏まえ、子どもから大人まで町民一人ひとりが、どのような人権課題に対しても、正しい認識と知識、互いを思いやる心と誤りを正す勇気をもって向かいあえるよう、人権教育と啓発の計画的な取組が求められます。

「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」（以下 本計画）は、あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するために、町民一人ひとりが人権についての正しい理解と行動をするための基盤となる、人権教育と啓発の指針として策定するものです。

2 人権をめぐる世界と国・県の動き

世界中に大きな惨禍をもたらした二度の世界大戦の反省から、人権に関する国際協力の達成を目的の一つとする新たな国際機構「国際連合」(国連)が昭和20年(1945年)に発足しました。そして昭和23年(1948年)の国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、世界における自由・正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として、その後の世界の人権の取組の基礎となっています。人権教育については、平成6年(1994年)の国連総会において、平成7年(1995年)からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択されました。行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など5つの主要目標が掲げられ、各国には国内行動計画を定めることが求められました。さらにその後、平成16年(2004年)に「人権教育のための世界計画」が採択され、人権教育の世界的な取組の継続とさらなる発展が進められています。

日本では、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法が昭和22年(1947年)に施行され、国内における人権尊重の社会形成に向けたさまざまな取組が始められました。また、「国際人権規約」をはじめとする人権条約の批准や「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画の策定など、国際社会の一員としての取組が進められています。人権教育と啓発については、その推進についての国と地方公共団体の責務、国民の責務、人権教育・啓発に関する施策を計画的に推進することなどを示した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年(2000年)に制定されました。この法律では、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義されています。この法律を受けて、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

群馬県では、平成12年(2000年)に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」が策定され、平成17年(2005年)に県としての総合的な取組推進のための「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」が策定されました。また、人権教育を推進する指針として、平成14年(2002年)に「群馬県人権教育の基本方針」が決定され、平成19年(2007年)には学校教育及び社会教育・家庭教育における具体的取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」が策定されました。

本計画は、このような国際的な条約や宣言、国や県の計画及び方針・指針などを踏まえて策定するものです。

3 町の施策の中の位置づけ

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に基づき策定するもので、大泉町の施策運営の基本となる「大泉町総合計画」の部門別計画に位置づけられています。また、大泉町「人権尊重と福祉の町宣言」の理念を取組の基礎とし、大泉町が取り組む人権教育・啓発の推進及び町の行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の人権施策の方向性を示すものです。

4 計画の目標

子どもから大人まで、世代を通じた人権教育と啓発に計画的に取り組み、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるようにすることを、本計画の目標とします。

そのために本計画では、さまざまな人権問題の現状や課題を明らかにし、その教育と啓発についての施策の方向性を示します。

5 計画の期間

本計画は平成27年（2015年）度を初年度とします。計画の期間は定めず、本計画の実施状況や社会経済情勢の変化、新たな人権課題、国や県の動向などに応じ計画見直しを行い、弾力的な推進を図ります。